

屋外イベントで火気器具等を取り扱う場合には 「消火器の設置」や「露店等の開設届出書の提出」が必要となります

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会会場において、露店で使用していたガスコンロの火が噴出したガソリンに引火し、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。

この火災を受け、山口市火災予防条例の一部を改正し、平成26年8月から、以下の項目について新たに規定化を図ります。

①消火器の設置について

- 祭礼や縁日など不特定多数の方が集まる催し（近親者によるバーベキューなど、集まる者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は除きます。）に際して、コンロや発電機などの「対象火気器具等」(※)を使用する場合は、消火器の設置が必要となります。
- 原則として、消火器は、火気器具を使用される方が設置します。
- エアゾール式の簡易消火具及び住宅用消火器は、設置する消火器として適切なものと認められませんのでご注意ください。

(対象火気器具の例)



(準備する消火器)

(消火器の設置例)



※ 消防法施行令第5条の2に規定されるもので、「火を使用する器具」や「使用に際し火災の発生するおそれのある器具（気体燃料・液体燃料・固体燃料を使用するもの）」や「電気を熱源とする器具」が該当します。

消火器の必要本数や、使用を予定される器具が「対象火気器具」に該当するか否か不明な場合は、管轄の消防署(出張所)までお問い合わせください。

②露店等の開設届出書について

- 祭礼や縁日など不特定多数の方が集まる催しに際して、「対象火気器具等」を使用する場合は、消火器の準備に加え、管轄する消防署(出張所)に対し、事前に「**露店等の開設届出書**」の提出が必要となります。
- 「露店等の開設届出書」は、イベント全体の状況を把握するためにも、主催者(代表者)による届出をお願いします。

(イメージ図)



【お問い合わせ先】

山口市消防本部予防課査察担当 083-932-2609

【管轄消防署・出張所一覧】

- 中央消防署 083-933-0119
 - 大内出張所 083-941-0119
 - 徳地出張所 0835-53-0119
- 阿東消防署 083-957-0119
- 南消防署 083-974-0119
 - 阿知須出張所 0836-66-0119
 - 秋穂出張所 083-984-0119